環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（本省及び原子力規制委員会の定員） **第一条**　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び原子力規制委員会の定員） **第一条**　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 二、一三一人 / うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 原子力規制委員会 / 一、〇八九人 / 事務局及び施設等機関の職員の定員とする。 合計 / 三、二二〇人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 二、一三二人 / うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 原子力規制委員会 / 一、〇九〇人 / 事務局及び施設等機関の職員の定員とする。 合計 / 三、二二二人 /

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。